

| 番号 | 質問受付日   | 質問箇所  | 質問・回答 |  |
|----|---------|---|-------|--|
| 1  | R8.4.30 | 共通仕様書 1ページ<br>2 目的等<br>本事業は、両市に居住する若者（39歳以下）や女性（年齢不問）をはじめ、多様な働き方を求める市民や育児等で時間に制約のある市民（以下「若者・女性等」という。）の在宅ワークや短時間就労等の機会の創出を支援するものである。 | 質問    | 仕様書の「2 目的等」において、支援の対象者が「若者（39歳以下）や女性（年齢不問）」と記載されておりますが、以下の対象者の定義についての認識で相違ないか確認させてください。<br>・「若者（39歳以下）」：性別の限定はなし（39歳以下の男性も対象に含まれる）<br>・「女性（年齢不問）」：年齢の制限はなし（40歳以上の女性も対象に含まれる）<br>若者に男性が含まれるかどうかの明記がないため、念のための確認です。  |
|    |         |   | 回答    | お見込みのとおりです。  |
| 2  | R8.4.30 | 共通仕様書 1～2ページ<br>4 業務内容（2）スキルアップ講座の実施 ④対象者<br>在宅ワークに興味のある氷見市もしくは羽咋市在住の若者・女性等   | 質問    | 仕様書の「4 業務内容（2）スキルアップ講座の実施」の「④対象者」について、「在宅ワークに興味のある氷見市もしくは羽咋市在住の若者・女性等」と記載されております。<br>学習効果を高めるための工夫として、対象者の属性に合わせて「女性限定の講座」や「若者限定の講座」のように分けて実施する企画を提案してもよろしいでしょうか。それとも、若者と女性を分けずに合同で受講する形式を想定されておりますでしょうか。  |
|    |         |   | 回答    | 基本的には合同受講を想定していますが、学習効果を高めるための分離開催の提案も可能です。ただし、その場合でも、若者と女性それぞれの対象者が9回以上受講できる講座を実施してください。<br>（例：若者向け9回以上および女性向け9回以上の計18回以上）  |
| 3  | R8.4.30 | 共通仕様書 2ページ<br>4 業務内容（2）スキルアップ講座の実施 ②開催回数・⑤開催場所・⑦その他<br><br>共通仕様書 4ページ<br>4 業務内容（5）本事業の広域連携実施 イ スキルアップ講座の合同運営                        | 質問    | 「4 業務内容（2）スキルアップ講座の実施」について、開催回数が「全9回以上」、開催形式について「オンラインと対面を効果的に組み合わせ」と指定されておりますが、具体的な想定について2点確認させてください。<br>①「実会場（氷見市）およびサテライト会場（羽咋市）での対面開催」と「オンライン開催」の実施割合について、市として想定されている目安（例：全9回のうち、対面〇回、オンライン〇回など）はありますか。それとも受講者の裁量で柔軟に構成・提案してよろしいでしょうか。<br>②「オンラインと対面の組み合わせ」について、全ての回において「実会場・サテライト会場・自宅等からのオンライン参加」を同時につなぐ「ハイブリッド形式」を必須とされていますでしょうか。それとも、回ごとに「対面（各会場に集まる）の回」と「全員がオンラインで受講する回」を分けるような運営手法でも問題ないでしょうか。 |
|    |         |   | 回答    | ①②講座の開催は原則として、受講生が実会場（またはサテライト会場）へ来場して受講する形式によるものとします。本事業では受講生同士の交流やコミュニティ形成を重視し、学習効果を最大化するために対面で行うこととしています。ただし、受講生や講師の特段の事情等により、両市で認めたときはオンラインでの受講や講義を行うこととし、その対応が可能となるようにしてください。   |
| 4  | R8.4.30 | 実施要領 1ページ及び4ページ<br>「1 募集事項（4）」及び「5 応募手続（3）①カ 業務見積書」   | 質問    | 実施要領の「1 募集事項（4）」において、見積限度額が市別（氷見市：9,755千円以内、羽咋市：3,000千円以内）に規定されておりますが、「5 応募手続（3）」で提出が求められている「業務見積書（様式第5号）」の作成・提出方法について確認させてください。<br>見積書は氷見市用・羽咋市用として別々に作成するべきでしょうか。それとも、様式第5号の1枚の中で、各市の内訳金額および合算金額を記載して提出する形式でよろしいでしょうか。   |
|    |         |   | 回答    | ご認識のとおり、後者の形式（1枚の様式内に各市の内訳と合算額を記載）で提出してください。   |
| 5  | R8.4.30 | 共通仕様書 4ページ<br>「8 再委託」<br>実施要領 1ページ<br>「2 プロポーザル参加資格（1）」   | 質問    | 共通仕様書の「8 再委託」において、事前に両市に報告し承諾を得た場合は再委託が可能とされておりますが、この場合の「再委託先」の事業者についても、実施要領の「2 プロポーザル参加資格（1）」に規定される氷見市・羽咋市の入札参加資格を有している（または申請する）必要はありますか。それとも、受託者（単独の申請者またはグループの構成員）が資格を有しており、事前に市の承諾を得られれば、再委託先自体の入札参加資格の有無は問われないという認識でよろしいでしょうか。  |
|    |         |   | 回答    | ご認識のとおり、後者の通りです。受託者が資格を有していれば、再委託先の資格は問いませんが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないなど、各市の契約に係る排除要件に該当しない事業者であることなどを確認します。  |
| 6  | R8.4.30 | 仕様書 4 業務内容<br>（1）市内企業へのヒアリング調査の実施   | 質問    | アンケートやヒアリング調査を行う際に、市から市内企業のリストなどの提供はありますか。   |
|    |         |   | 回答    | 各市が保有する情報の提供は可能ですが、潜在的な課題を掘り起こすため、受託者側でも独自に調査（アンケートやヒアリング等）を実施してください。  |
| 7  | R8.4.30 | 仕様書 4 業務内容<br>（2）スキルアップ講座の実施  | 質問    | 講座を実施する際に、講師も受講生もオンラインで参加するようなオンライン開催での実施可能ですか。  |
|    |         |   | 回答    | 講座の開催は原則として、受講生が実会場（またはサテライト会場）へ来場して受講する形式によるものとします。本事業では受講生同士の交流やコミュニティ形成を重視し、学習効果を最大化するために対面で行うこととしています。ただし、受講生や講師の特段の事情等により、両市で認めたときはオンラインでの受講や講義を行うこととし、その対応が可能となるようにしてください。   |